様式第二十三号（第十二条の三十関係）　（平成一〇・六・厚令一〇一・旧様式第二十三号・一部改正、平成一一・五・厚令一一一・旧様式第二十三号・一部改正、平成一一・七・厚令一二五・一部改正、平成一二・一・厚令一・旧様式第二十三号の二・一部改正、平成一二・三・厚令四四・旧様式第二十三号の三・一部改正、平成一二・一二・厚令一七五・旧様式第二十三号の四・一部改正、平成一三・三・厚令五九・旧様式第二十三号の五・一部改正、平成一三・一二・厚令一八〇・旧様式第二十三号の六・一部改正、平成一四・三・厚令四九・旧様式第二十三号の七・一部改正、平成一四・一二・厚令一八〇・旧様式第二十三号の八・一部改正、平成一五・三・厚令四四・旧様式第二十三号の九・一部改正、平成一五・一二・厚令一八〇・旧様式第二十三号の十・一部改正、平成一六・三・厚令四四・旧様式第二十三号の十一・一部改正、平成一六・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の十二・一部改正、平成一七・三・厚令四九・旧様式第二十三号の十三・一部改正、平成一七・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の十四・一部改正、平成一八・三・厚令四九・旧様式第二十三号の十五・一部改正、平成一八・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の十六・一部改正、平成一九・三・厚令四九・旧様式第二十三号の十七・一部改正、平成一九・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の十八・一部改正、平成二〇・三・厚令四九・旧様式第二十三号の十九・一部改正、平成二〇・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の二十・一部改正、平成二一・三・厚令四九・旧様式第二十三号の二十一・一部改正、平成二一・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の二十二・一部改正、平成二二・三・厚令四九・旧様式第二十三号の二十三・一部改正、平成二二・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の二十四・一部改正、平成二三・三・厚令四九・旧様式第二十三号の二十五・一部改正、平成二三・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の二十六・一部改正、平成二四・三・厚令四九・旧様式第二十三号の二十七・一部改正、平成二四・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の二十八・一部改正、平成二五・三・厚令四九・旧様式第二十三号の二十九・一部改正、平成二五・一二・厚令一五四・旧様式第二十三号の三十・一部改正）

（表　面）

八十ミリメートル

120 ミリメートル

写真貼付

縦寄（都道府県）　印

第　　号

所　　属　　庁

氏　　名

生年月日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十三第一項の規定による記載事項証明書

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

環境大臣（都道府県知事）　印

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

麻薬物の処理及び清掃に関する法律施行令抜すい

（権限の委任）

第十三条　法第十五条の八、第十五条の十三及び第十五条の十四に規定する厚生大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、この場合においては、法の規定中国の機関の長に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（裏　面）

この証明書を携帯する者は、麻薬物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うものであつて、その関係者又は次のとおりである。

麻薬物の処理及び清掃に関する法律抜すい

（職員及び検査）

第十五条の十三　厚生大臣は、第十五条の六各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、そのタンクの内容物、又は当該業務若しくは営業の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、そのタンクの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。